

まつど市民活動サポートセンター 指定管理者審査 評価集計表

選定基準 (松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例第4条) (松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条)	No	評価項目	外部委員			内部委員			平均点	得点率	得点
			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員			
(1) 施設の設置目的を達成するものであること 【条例第1号・規則第2号のア】 配点20点	1	施設の設置目的に沿った計画で、具体的な方策が示され効果的なものであるか。 ●市民活動サポートセンター設置目的:市民活動を支援し、その発展に寄与するため、サポートセンターを設置する。	2	2	2	2	2	2	2.00	0.68	13.6
	2	提案する事業計画と収支計画の内容について整合性は図られているか。	2	1	1	1	2	2	1.50		
	3	設置目的に沿った自主事業についての考え方が示されているか	1	2	1	2	2	2	1.67		
	4	市民活動の場及び機会を提供する仕組みが示されているか	2	2	2	3	3	3	2.50		
	5	市民活動に係る人材育成が図れる仕組みが示されているか	2	2	2	3	3	3	2.50		
(2) 住民の平等利用を確保するものであること 【条例第2号・規則第1号・規則第3号】 配点20点	6	特定の個人・団体等を優遇せず、施設利用者の平等利用が確保される具体的な仕組みが示されているか。	3	2	2	2	2	2	2.17	0.72	14.4
	7	施設の利用を促進させる具体的な方策(事業、宣伝、広報等)は提案されているか。	2	2	2	2	3	2	2.17		
(3) 住民サービスの向上を目指すものであること 【条例第3号・規則第2号のウ・規則第3号】 配点20点	8	市民活動を行う者若しくは団体の相互連携又は交流の推進が図れる仕組みが示されているか	2	2	2	2	3	2	2.17	0.70	14.0
	9	市民活動に係る情報の収集及び提供が図れる仕組みが示されているか	1	2	2	2	2	2	1.83		
	10	市民活動に係る各種相談業務を行う効果的な仕組みが示されているか	2	2	2	2	3	2	2.17		
	11	市民活動に係る調査及び研究が図れる仕組みが示されているか	2	2	1	2	2	2	1.83		
	12	利用者アンケート、その他の方法により市民活動を行う者のニーズを把握し、また、苦情、要望を受け、それらを、改善に結びつける仕組みは示されているか	2	2	2	3	2	3	2.33		
	13	施設の整備、備品等の不具合を点検し、利用者等が不便なく安全に施設を利用できる体制がとれているか。	2	2	2	3	2	3	2.33		
(4) 管理経費の縮減につながるものであること 【条例第4号・規則第2号のア】 配点20点	14	管理経費の節減に向けて、創意工夫が示されているか	1	1	0	1	1	1	0.83	0.36	7.2
	15	経費縮減の取組みがサービス低下につながらないバランスの取れた提案になっているか。	1	1	1	2	2	1	1.33		
(5) 安定的な施設管理を行うものであること 【条例第5号・規則第2号のイ・規則第2号のウ】 配点20点	16	収支決算書、財務諸表等から見て、経営上の安定性はどうか	3	3	3	3	3	3	3.00	0.81	16.2
	17	募集要領に記載されている現指定管理者の職員配置と比較して、業務遂行に必要な職員配置が示されているか	1	2	2	2	3	2	2.00		
	18	管理運営業務に従事する職員の業務水準を維持、向上させる各種研修計画が組まれているか	2	2	1	3	2	2	2.00		
	19	市民活動又は施設の管理等の業務の経験のある職員を配置しているか	2	2	3	3	3	3	2.67		
(6) 遵法精神を持ち、社会的責任を果たす団体であること 【条例第6号】 配点20点	20	個人情報の取り扱いについて、適切な措置が示されているか	3	2	2	2	3	3	2.50	0.78	15.6
	21	利用者の安全確保と緊急時の対応・体制は適切に整備されているか	2	2	3	2	2	3	2.33		
	22	地域・社会貢献に配慮した取組みが提案されているか。	2	2	3	2	2	2	2.17		
平準化後点数			76.4	73.8	72.4	85.4	92.2	86.0			
合計評価点数(120点) 最低基準点72点(満点の6割)									合計点	81.0	